

いこま 市議会のうごき

No. 117

平成25年(2013年)

12月定例会

<http://www.ikoma-shigikai.jp/>

発行/平成26年2月1日 編集/生駒市議会 広報広聴委員会
〒630-0288 生駒市東新町8番38号 Tel.0743-74-1111 (内線604)

12月定例会

消費税率の引上げによる使用料等の
改正議案など21議案を可決

平成25年生駒市議会第5回(12月)定例会は、12月6日～20日の15日間の日程で開きました。

この定例会では、「生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめとする市長提案の21議案を審議し、全て原案のとおり可決しました。

また、議員提出議案の「生駒市立病院の指定管理者を再公募すること」を求める決議についてを審議し、修正案が提出されましたが、原案、修正案ともに否決しました。

なお、議長発議により「生駒市議会基本条例(案)」を、全会一致で制定しました。



新春書き初め大会(図書館)

12月定例会 議案審議

消費税率の引上げによる使用料等の改正を可決

12月定例会では、市長から、平成26年4月からの消費税率の引上げに伴う使用料などの改正議案など21議案が提案され、14議案の審査を委員会に付託し、13日と16日の委員会で審査しました。20日の最終本会議では、賛成討論があり、全て原案のとおり可決しました。

消費税率の引上げに伴って、使用料などを改正する関連議案を全会一致で可決

この関連議案の内容は、消費税率の引上げに合わせて、平成26年4月から、課税対象となる使用料や手数料の引上げと、水道料金や下水道使用料などを算定する際の消費税率の引上げを行うものです。

水道料金改正議案の賛成討論

消費税増税自体には、税率アップに伴う種々の問題から、決して賛同できないが、法律の変更への対応は、地方自治体としてはやむを得ない。

また、市は経営状況により水道料金の値下げを行うなど料金を低く抑える努力が認められるため、更なる経営努力による消費税増税分の吸収や低所得者への対策を求めつつ、賛成する。

一般会計補正予算(第4回)を全会一致で可決

この補正予算案は、歳入・歳出にそれぞれ8380万7000円を追加するものです。

おもな内容は、利用者などの増加による障がい者支援事業費の増額、私立保育所に入所する3歳未満の児童数の増加に伴う負担金の増額、老人保健施設やすらぎの杜優楽の増床改修工事費などです。

使用料が改正される施設など

- ・たけまるホールなどの生涯学習施設
- ・体育施設
- ・RAKU-RAKUはうす
- ・金鷲の杜 倭苑
- ・山麓公園ふれあいセンター
- ・花のまちづくりセンター
- ・自転車駐車場利用料
- ・水道料金、下水道使用料

など

職員の昇給を原則55歳までとする給与条例の一部改正を可決

この議案は、民間との給与格差是正を目的に55歳を超える国家公務員に対する昇給停止の措置に準じて、平成26年4月1日から、勤務成績が優秀な場合を除き、55歳を超える職員の昇給を停止するものです。

職員構成に問題が出るおそれはないか。改正により、ベテラン職員の早期退職が増えることで、事務執行上、問題が出てくるのではないか。

答 この改正による給与への影響は、1人当たり年間2万円から3万円までとなっており、退職者が著しく増加するとは考えていない。

管理期間を1年間とする「金鷲の杜 倭苑」の指定管理者の指定を全会一致で可決

この議案は、現在の指定管理期間が平成26年3月31日に満了することに伴い、平成26年4月1日から株式会社日経サービス生駒支店を指定管理者として指定するものです。

なお、施設の老朽化と耐震性に関して問題があるため、管理期間を1年間として、その間に今後の施設の在り方などを検討するものです。

総合計画特別委員会を設置

12月10日の本会議で、第5次生駒市総合計画後期基本計画の策定について審査するため、総合計画特別委員会を設置しました。委員は次のとおりです。

- (◎委員長 ○副委員長)
- ◎樋口清士 ○恵比須幹夫
 - 山田正弘 白本和久
 - 塩見牧子 浜田佳資
 - 山田弘己 樋口稔

一般会計補正予算(第4回)のおもな内容

項目	補正額
利用者やサービスの増加に伴う障がい者支援事業費の増額	5,638万7千円
私立保育所に入所する児童数の増加に伴う保育実施負担金の増額	1,589万5千円
老人保健施設やすらぎの杜優楽の増床改修工事	274万円
市内介護サービス事業所への自動火災報知設備等の設置	130万円

議会基本条例を制定

12月10日再開の本会議では、議長発議により、「生駒市議会基本条例(案)」を全会一致で可決しました。

本条例は、これまで、本市議会が二元代表制の下、その役割と責務を踏まえ、市民に開かれた、信頼される議会として、市民との情報共有や議案審議の充実、また、政策の立案と提言などのための調査活動の充実に取り組んできたことを、より確かなものとして推進するため、平成23年6月に議会改革特別委員会を設置し、条例の制定に向けた様々な協議が行われた結果を基に、制定されました。

昨年4月に条例素案を全議員で確認した後、説明会やパブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見も踏まえながら、市民の信頼と負託に応える議会の実現に向け全力を傾けるとともに、揺るぎなく取り組んでいく決意の下に、全ての議員が合意して取りまとめました。また、現在及び未来に向けて飛躍を果たすための礎となるものです。

なお、本年1月1日から施行されており、今後も継続して議会のあるべき姿を検証していきます。

第1章(総則)

第1条は、第1条で構成し、本条例を制定した目的を規定しています。

第2章(議会及び議員の活動原則)

第2条は、第2条及び第3条で構成し、第2条では、議会としてのありべき姿を規定するとともに、第3条では、議員としての能力を高めるため研鑽に努めなければならないことなど、議員のあるべき姿を具体的に規定しています。

第3章(市民と議会の関係)

第3条は、第4条から第6条で構成し、第4条では、市民に対して開かれた議会を目指すための、市民との情報共有や会議の公開などを規定し、第5条では、市民への情報発信を行うための広報広聴機能を充実させることを規定するとともに、第6条で、市民の意見や要望を聴き、意見交換を行う場としての市民懇談会を年1回以上開催することを規定しています。

第4章(行政と議会との関係)

第4条は、第7条から第10条で構成し、第7条では、議会の権能である行政監視や評価において議会が行うべきことを規定し、第8条では、権能を行使することによって議会が行うべきことを規定しています。

また、第9条では、市長が提案する政策などに関し、充実した審議が可能となるよう、事前の情報提供を求めることを規定するとともに、第10条では、自治法で議会が議決すべきものを定めることができることから、必要に応じて議決事件の追加などを行うことを規定しています。

第5章(議会運営)

第5条は、第11条から第16条で構成し、第11条では、議会の結論を出す場合は、討議によることを基本とすることを規定し、第12条では、議員が会議において質問する場合は、論点整理や争点の明確化を図るとともに、市長などが質問に対し、趣旨確認の質問をすることができるとを規定しています。

また、第13条では、委員会活動について規定し、第14条は、必要に応じた調査機関を設置すること、第15条は、議会改革推進の体制整備を行うこと、第16条は、危機管理として、災害などの発生時の対応を規定しています。

第6章(議員)

第6条は、第17条から第20条で構成し、第17条では、議員定数の増減についての考え方を規定し、第18条は、会派に交付される政務活動費の使用などについて規定しています。

また、第19条では、政治倫理条例の遵守と、市民全体の代表者としての倫理性を自覚し、資質の向上や品位の保持に努めることを規定し、第20条は、政策形成機能、立法機能及び行政監視機能の向上を図るため研修の充実強化に努めるとともに、専門家による研修会や市民と共に学ぶ研修会の開催に努めることを規定しています。

第7章(議会事務局の体制)

第7条は、第21条で構成し、議会事務局の機能及び組織体制の充実に努めることを規定しています。

第8章(最高規範)

第8条は、第22条で構成し、本条例が議会の最高規範であり、他の条例などは本条例を尊重し、整合を図らなければならないことを規定しています。

第9章(見直し手続)

第9条は、第23条で構成し、本条例を定期的に見直し、適切な措置を講じていくことを規定しています。

病院事業特別委員会の審査報告

議会

一連の報道を受けて、医療法人徳洲会に対する市の対応は

市

市立病院の指定管理者の指定を取り消すことはない

昨年9月中旬以降、徳洲会グループが、選挙運動員の買収による公職選挙法違反や政治資金規正法違反の疑いで、東京地検特捜部から強制捜査を受け、徳洲会グループ前理事長の親族やグループ幹部の逮捕・起訴などが、大きく報道されています。



市立病院の完成予想図

病院事業特別委員会は、この一連の状況を受けて、12月17日に委員会を開催し、市立病院の指定管理者である医療法人徳洲会に対する市の対応などについて、市から説明を受け、質疑を行いました。

市の説明

今回の一連の状況については、市としても大変遺憾であり、徳洲会グループとしてこのようなことが二度と起こらないように、猛省と再発の防止を口頭で申し入れた。

なお、医療法人徳洲会と締結した「生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」第38条第1項第4号の規定（※）の適用に当たっては、医療法

人徳洲会への指定管理の内容が市立病院の運営を委ねるものである以上、基本的には病院運営や医療行為について判断すべきと考えている。

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書

第38条第1項【抄】

次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、

指定管理者の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（※）第38条第1項第4号

乙（医療法人徳洲会）が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲（市）が認めたとき。

質疑

指定管理者の指定の取消しによって、どのようなリスクが生じるのか

問 仮に、医療法人徳洲会に対する市立病院の指定管理者の指定を取り消すことになれば、どのようなリスクが考えられるか。

答 現在配分されている210床の病床が確保されない可能性や、医療法人徳洲会から反訴される可能性が生じること、工事を休止や延期し工期が延びた場合、工事費が増額となるリスクが生じる。

現在の市立病院の開設許可が取り消されることはない

原案賛成

事業が大幅に修正されない限り、現在の市立病院の開設許可が取り消される可能性はないことを既に県に確認している。

市立病院の指定管理者を再公募した際に引受け先はあるのか

原案賛成

公募期間が10日程度ながら1件の応募があったことや、市立病院の立地環境の良さを考えると、公募期間を十分設けさえすれば、応募する医療機関はあるものと考えられる。

原案反対

指定管理者を再公募しても応じる医療機関が存在する根拠はない。市立病院の早期開設は多くの市民の希望である。

現在、全国の徳洲会グループ内の病院では医療行為などにおける問題が生じていないことから、市としては、基本協定書第38条第1項第4号の規定には該当しないと考えており、現時点では市立病院に係る指定管理の指定を取り消すことはない。

市立病院 指定管理者の再公募を求める決議を否決

医療法人徳洲会に係る一連の報道を受けて、「生駒市立病院の指定管理者を再公募することを求める決議（以下「決議」という。）」が議員提案され、12月17日の病院事業特別委員会に審査を付託しました。委員会では、様々な質疑が行われ、賛成多数で原案のとおり可決しました。

12月20日の最終本会議では、修正案が提案され、採決の結果、いずれも反対多数で否決しました。

生駒市立病院の指定管理者を再公募することを求める決議【抜粋】

徳洲会グループを巡る問題がますます拡大し、深刻化する中で、生駒市の病院事業にいかなる影響が及んでくるのかという不安が増してきている。

このような不安を払拭し、後顧の憂いなく病院事業を推進するため、生駒市に対し、市立病院の指定管理者を直ちに**見直し、改めて指定管理者の公募を行う**ことを強く求める。

決議の修正案【抜粋】

医療法人徳洲会が市立病院の指定管理者としてふさわしいかどうかについて疑義が生じていることは事実であり、このような点を明確にすることが必要であると考えるため、医療法人徳洲会の市立病院指定管理者としての**適正性に関する調査を改めて行う**ことを生駒市に対して強く求める。

質疑

問 指定管理者の公募のための周知期間を長くすれば、引受け先は見つかると考えているのか。

答 当初の公募では、周知期間はほぼなく、公募期間も1週間程度しかなかった。長期にわたって全国的に指定管理者の公募の周知を行えば、関心のある医療機関はあると考える。

討論

■市立病院の開設は急ぐべき

原案反対 市民の生命を守る市立病院の開設は、高齢者や障がい者、子どもたちにとって切実であり、開設の遅れは生命の存続に関わる。

■医療法人徳洲会の市立病院の指定管理者としての適格性は

原案賛成 市の医師会からも、医療法人徳洲会に対して、慎重な審査を求める要望書が提出されており、安心で信頼のおける市立病院を開設するため、開設前の今、再公募を求めるこの決議の内容は妥当である。

■原案反対

医療法人徳洲会は、「命だけは平等だ」との理念に基づき医療が行われるとともに、一連の事件を受け、現在、組織改革が行われている。また、市立病院の院長予定者は、一連の事件の発生に対して即座に抗議した。

なお、市立病院の院長予定者を含んだ市民参加の協議を既に行い、医療連携の構築に努めている。

■修正案反対

市立病院の指定管理者の適格性は、徹底的な司法の捜査の結果によって判断すべきであるとともに、法人の医療行為などで判断すべきである。修正案は、再調査の方法なども明らかでないため反対する。

■公立病院の指定管理者として、法令遵守に対する意識は必要

原案賛成 今回の事件では逮捕された徳洲会前理事長の親族から公職選挙法違反などの容疑を認める発言もある。

市立病院の指定管理者は、経営状況が良ければなり得るものではなく、組織的な違法行為を行う法人にその資格はない。

■原案賛成

工事の休止による時間的・金銭的損失と将来的な損失を比較すれば、早めに手を打つべきである。市立病院の指定管理者の再公募は医療法人徳洲会側に起因するもので、金銭的損失については、市でなく医療法人徳洲会が賠償すべきである。

■原案賛成

今後、国などの医療法人徳洲会に対する調査により、医療行為に関わる問題が発覚すれば、全国の徳洲会病院の経営に対する影響は免れない。

■原案反対

医療法人徳洲会は、協定により市から赤字補てんを受けずに市立病院を運営される。指定管理者としての指定を一度取り消せば、再度の指定は考えられず、将来的な財政負担を考慮すれば、市に実害が及ぶ。

ここが知りたい

本会議の一般質問

12月
6日～10日
定例会

質問者数 11人

掲載以外の一般質問もありますので、ホームページや後日発行の会議録をご覧ください。

本市の介護保険制度について

上原しのぶ議員

問 国では、介護保険制度「見直し」の論議が進み、介護サービスの給付削減や負担強化が予想される。市は今後、要支援1・2の人への予防給付をどのように実施していくのか。

答 制度改正された場合、訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）が地域支援事業に移行するが、それ以外の介護サービスは従来どおり利用できる。

問 特別養護老人ホームは、現状どおり、要介護1から入所が可能か。

答 国の案では原則、入所を要介護3以上の利用者に限定するが、要介護1・2の利用者も、やむを得ない事情があれば特例的に認めている。

問 デイサービスは、従来どおりの内容で提供できるのか。

答 現在は、小規模型デイサービスについてのみ、通所介護や小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所、地域密着型通所介護への移行案が、厚生労働省から提示されている。

問 利用者負担はどのようになるか。
答 現在、国で審議中である。制度改正された場合は、法律上の改正となるため、利用者負担の据置きは不可能である。今後の要介護認定者の増加を考えると、一定の負担増加も、やむを得ないと考える。

健康づくり推進施策について

成田智樹議員

問 国では、レセプト（診療報酬明細書）や健康診断情報を活用した健康づくりの意識づけ、受診勧奨などの事業「データヘルズ」を推進している。その一つ、ジェネリック医薬品の利用促進策の成果は上がっているか。

答 平成23年9月から、ジェネリック医薬品の差額通知を実施した結果、使用率は、平成25年7月診療分までで4・12ポイント上昇し、削減金額は、平成23年10月からの22カ月間で約4608万円となった。

問 その他の実施施策は。

答 今年度から、糖尿病などで治療が必要な方に、至急、医療機関への受診を促すレッドカード事業や受診勧奨通知を始めた。また、重複、頻回の受診者などに保健師などが訪問し、指導する事業も予定している。

問 「糖尿病等重症化予防プログラム」導入は検討しないのか。

答 医師会との連携の強化や費用対効果の検証も含め、今後検討していく。

問 健診受診やスポーツ活動への参加でポイントが貯まる「健康マイレージ」の導入は。

答 今後、導入自治体の状況を参考にしながら、費用面や必要なマンパワーなども考慮し、導入を検討したいと考えている。

「学研北生駒駅周辺まちづくり構想等」について

吉波伸治議員

問 本構想を作成するためのまちづくり協議会を構成する関係主体とは。

答 協議会は、構想区域内の自治会代表や権利者を中心に、学識経験者、市職員での委員構成を考えている。

問 学研北生駒駅周辺まちづくりで都市計画マスタープランを見直すところがあるが、どの部分を見直すのか。

答 第5次総合計画の見直し内容と本構想などを踏まえ、必要があれば見直すということである。

問 学研高山第2工区を縦断する都市計画道路の高山南北線について、今回、学研北生駒駅周辺の区間だけを見直す意義はあるのか。

答 駅周辺の整備、複数の大型商業店舗開発、学研高山第2工区へのリニア中間駅の誘致活動などを総合的に判断し、本構想の検討と併せて見直すこととしたものである。

問 将来、リニア中間駅が学研高山第2工区に設置される可能性があるが、現時点で高山南北線を見直す理由は。

答 学研北生駒駅周辺まちづくりを検討する上で、土地利用上の基盤となる駅周辺の都市計画道路の見直しは不可分であり、本構想の検討と併せて見直すこととしたものである。

児童虐待の現状・課題と根絶に向けた今後の取組について

下村晴意議員

問 虐待の背景には、親の孤立や経済問題、産後うつ、望まない妊娠などさまざまな要因が考えられる。子どもを守るには関係機関との連携が重要だが、児童虐待を事前に防止するための課題は。

答 核家族化や地域のコミュニティの希薄化で家庭や地域の支援機能が低下しているため、妊娠から出産、育児まで母親などを孤立させない施策や、母親などの育児参加を促進する施策を実施していくよう考えている。

問 児童虐待の早期発見の課題は。

答 子どもと身近に接する人が通告しやすい環境をつくり、地域住民、関係機関、行政などの子どもを取り巻く関係者が連携して支援する体制を充実させていくよう考えている。

問 児童虐待の根絶に向け具体的な取組は。

答 集団健診などで養育支援が必要な家庭を把握し訪問支援する事業やみつきランドなどの子育て支援拠点事業などを実施している。市民には児童虐待への理解と通告に対する啓発を行い、関係機関との連携を強化するとともに、企画立案から指導までできる新たな支援拠点の設置について、具体的な検討に入っている。

調整池の管理について

竹内ひろみ議員

問 宅地開発により雨水の流れが変化して洪水などが起こるのを防ぐため、3000m以上の開発には、調整池などの流出抑制施設の設定が義務づけられているが、市は調整池の状況をどのように把握しているのか。

答 市内主要4河川の調整池設置件数は合計57カ所で、市管理が37カ所、民間管理が20カ所である。

問 市が管理する調整池の管理基準やマニュアルなど、管理体制はどうなっているのか。

答 大和川流域調整池技術基準などに基づき維持管理しており、それぞれの池の状況に応じて対応している。

問 市の調整池での、土砂の堆積や草木の繁茂などに対する管理方針は。

答 大雨による水防体制時にパトロールなどで現状把握に努めている。生活環境の支障となる箇所は、土砂の撤去は費用が多くなるため、年に数カ所の小規模なしゅんせつ工事とともに、草木の撤去なども行う。

問 民間管理の調整池で問題がある場合、今後どう対応していくのか。

答 県の指導で設置されているため、県が指導に当たるときと考えているが、現状把握や地元住民の意見の集約などについて、県と協同して対応していきたい。

イノシシなどによる被害対策は

日本和久議員

問 最近、北地区では学研高山第2工区を中心にイノシシによる農地の被害が増えているが、平群町や三郷町と共同で設置している信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会と同様に、北地区でも京田辺市や精華町と協議会を設立することを考えているのか。

答 現時点で計画はないが、平群町、三郷町と設置している広域の協議会の利点などが十分にあるので、今後、市と隣接する京都府の自治体関係と協議しながら検討していきたい。

問 イノシシとアライグマの捕獲おりの現在の保有台数の状況と、今後、台数を増やすことについて、どう考えているのか。

答 イノシシとアライグマの捕獲おりはそれぞれ13台、43台を所有しているが、イノシシとアライグマは増加し続けていると推測され、今年度に追加購入し、それぞれ16台、53台にする予定である。

また、平成25年度からイノシシの捕獲目標を年150頭に増やすとともに増加する、おりの管理と捕獲に関わる人を増やすため、農業者や農業委員を始めとして、わな免許取得者の養成を図っていきたい。

行政への信頼レベルを引き上げる市民参加の在り方は

塩見敦子議員

問 政策形成過程への市民参加・市民意見の反映について、市はどのような課題があると考えているか。

答 タウンミーティングは、テーマのマンネリ化、審議会などの公募市民登用は、年齢・性別の偏りや特定の方の重複登用、パブリックコメント制度は、意見提出件数が案件によって差が出るなどが挙げられる。それぞれ、改善策を検討し、実施している。

問 構想の発議前から事業の実施までのあらゆるステージにおいて、あらゆる手法を用いて合意形成を図るパブリックインボルブメントの導入について、どう考えるか。

答 その取組の一例が、市民自治協議会である。行政としても、職員意識改革、市民への情報提供や場づくりが必要である。

問 二期目マニフェストの中で未達成の常設型住民投票条例の制定について、今後どのように取り組むのか。

答 今後は、全国の動向や一般の社会情勢などを十分見極めるとともに、条例化に伴う市民への影響などを踏まえ、慎重に対応していきたい。

他の項目

● 要綱の条例化について

より一層の高齢化に備え

「地域包括ケア部」を設置しては

伊木まり子議員

問 望ましい地域包括ケアを目指すに当たり、医療と介護の連携における本市の課題は。

答 医師と地域包括支援センターの職員が、円滑に情報交換や交流ができるよう、連絡体制の調整が必要と考えている。

問 市立病院が担う役割は。

答 市立病院は、「生駒市病院事業計画」にあるように、在宅患者の急な症状の悪化に対応する処置や入院加療用の病床の確保など、在宅医療をバックアップする役割を担うことで、地域包括ケアを視野に入れた医療連携の構築を目指していく。

問 より一層の高齢化社会の到来に向けて、市に地域医療連携課を含む新たな部「地域包括ケア部」を設置してはどうか。

答 今後、時間をかけて検討していきたい。

問 市独自の地域包括ケアシステム構築のため、全国の先進事例を参考に電子カルテや地域共通診察券などのIT技術の活用を検討しては。

答 地域医療連携を推進するための重要なツールの一つと考えている。

容器包装リサイクルについて

恵比須幹太議員

問 ペットボトルの回収量増加へ向けた対策は。

答 焼却するごみに含まれるペットボトルは50トンにもなり、今後も継続してきめ細やかな啓発に努め、分別推進につなげていきたい。

問 定期回収と併せてペットボトルの拠点回収も行い、回収率を上げている自治体がある。市も検討してはどうか。

答 拠点回収で協力を求めるスーパーなどは、現在、徐々にペットボトルの拠点回収を取りやめている状況にあるため、難しいと考えている。

問 将来的な施設更新に当たり、清掃センターをエネルギー創出拠点と位置付け、地域のエネルギー資源を余すところなく活用することが望ましいと考えるが、市の見解は。

答 現在の清掃センターでは、高さ制限や炉の構造上、新たに発電設備を設置できない。

しかし、清掃センターの長期包括契約から5年程度経って施設更新を検討する際に、ごみ半減プランによるごみ減量化の推移を見極めながら、発電設備など、効率的な熱回収設備を設置することも含め、最も効率的な廃棄物処理手法を検討していきたい。

本市の人事政策について

樋口清士議員

問 職員削減の目標としている「800人以下」の根拠は何か。

答 「職員数及び給与等の適正化に向けた提言」にある、平成21年当時の「類似団体の中で上位5位以内を指す」ことを基に設定した。

問 現状における消防職員の国の基準に対する充足率はどれほどか。

答 充足率は、平成24年4月1日現在の状況によると、63・6%である。なお、全国平均は76・5%、奈良県平均は71・5%である。

問 土木系技術職員を削減しているが、都市基盤の維持更新を継続的に実施できるのか。

答 技術職員の確保の必要性は十分認識している。職員数は、今後の公共施設に係る長期修繕計画や管理部門の計画を基に、担当部局と調整を重ね、定員適正化の参考としていく。

問 今後の行政需要を想定して必要となる職員配置・人材育成を計画し、これを根拠として人事政策を行うことが必要と考えるがどうか。

答 長期的な人員計画を立てるのは、難しいと考える。仮に立てたとしても、その時々での行政需要などで修正が想定される。現在掲げている「職員数800人以下」という目標も、達成年限は柔軟に考えていきたい。

家庭系ごみの減量推進について

浜田佳貴議員

問 ごみ半減トライアルの結果は、家庭系ごみの減量が一筋縄ではないことを示している。結果の評価と、家庭系ごみの減量推進及び、有料化問題にどう対応していくのか。

答 報告によれば、減量効果は数%だったことから、有料化導入はやむを得ないと判断された。今後、市として導入を判断した場合は、速やかに条例改正などの手続きを進めたい。

問 レジ袋の有料化と家庭系ごみ有料化の関係は。

答 レジ袋の有料化は、今まで以上に分別意識が高まり、ごみ減量が促進されることを期待し、導入した。家庭系ごみの有料化とは、互いにごみ減量を促進するための目的の一つという関係である。

問 家庭系ごみの減量推進に、ごみの資源化は大きな役割を果たすと考えるが、その成果と今後の取組は。

答 資源ごみ排出量は、市民の分別努力により大幅に増加している。今後も、分別や集団資源回収に協力いただけるよう取り組む考えである。また、小型家電リサイクルや生ごみを自家処理する仕組み作りなど、多様な処理の仕組みを考えながら、ごみの減量を進めていきたい。

市民福祉委員会の調査報告

市民福祉委員会は、12月13日の委員会において、「生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」第4条第1項の規定に基づき、第2期「健康いこま21計画」の策定について説明を受け、質疑を行いました。

環境文教委員会の調査報告

環境文教委員会は、12月16日の委員会において、「生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」第4条第1項の規定に基づき、エネルギービジョン（案）とパブリックコメント（案）について説明を受け、質疑を行いました。

企画総務委員会の調査報告

企画総務委員会は、12月20日に委員会を開催し、「生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」第4条第1項の規定に基づき、行政改革大綱「後期行動計画」の策定に係るパブリックコメントについて説明を受けました。

委員会の視察報告

東京都文京区



千葉県流山市



議会運営委員会

議会基本条例の検証及び見直し、ICT推進基本計画、地震等災害対策本部設置要綱、同要綱に基づく運用訓練について調査するため、10月17日に千葉県流山市議会、18日に東京都文京区議会を視察しました。

東京都狛江市



都市建設委員会

市民協働のまちづくり手法について調査するため、10月28日に東京都国分寺市、29日に東京都狛江市を視察しました。

広島県東広島市



企画総務委員会

シティプロモーションの在り方について調査するため、10月24日に広島県東広島市、25日に福岡県北九州市を視察しました。

福岡県福岡市（福岡市立 照葉小中学校）



環境文教委員会

小中一貫教育の導入と運営について調査するため、11月11日に広島県府中市、12日に福岡県福岡市を視察しました。

神奈川県平塚市



市民福祉委員会

幼保一元化の取組、小規模多機能型居宅介護事業を調査するため、11月5日に神奈川県平塚市、6日に東京都世田谷区を視察しました。

市民懇談会を開催しました

生駒市議会では、議会での審議状況を報告するとともに、市政の課題や施策、議会運営についてのご意見、ご要望を聴取し、市民の皆様と意見交換を行うため、市民懇談会を開催しました。

平成25年11月23日（祝）は北コミュニティセンターISTAはばたきと市役所で、24日（日）は市役所と南コミュニティセンターせせらぎで開催し、延べ54人に参加していただきました。お越しいただきました皆様、ありがとうございました。

今回は、意見交換のテーマを、事前に募集させていただき、応募いただいた案を踏まえて「世代間交流」をテーマにグループで意見交換を行いました。

報告と意見交換の概要

第1部

「生駒市議会基本条例（案）」について説明し、ご意見をいただきました。

第2部

「世代間交流」をテーマとして、初めての試みとしてグループでの意見交換を行いました。

その結果、各会場、各グループから出されたおもなご意見としては、あいさつ運動や自治会を中心とした祭りなどの活動が現在行われていて、今後、子ども中心の取組をどう進めていくか、また、自治会役員のなり手がいないので、継承者を作ることが世代間交流につながるなどのご提案をいただきました。

第3部

市政全般、各分野の行政施策、地域が抱える問題など、市政に関するご意見・ご要望のほか、市議会や議員に関するご意見・ご要望をいただきました。



4会場におけるアンケートの結果

	満足	やや満足	やや不満	不満(%)
開催回数	23.1	35.9	28.2	12.8
開催日	53.8	38.5	5.1	2.6
開催時間帯	53.9	41.0	5.1	0.0
所要時間	30.8	38.5	25.6	5.1
場所	69.2	30.8	0.0	0.0
内容	16.2	40.6	37.8	5.4
進め方	23.7	42.1	26.3	7.9

今回の市民懇談会、あるいはアンケートを通していただきましたご意見、ご要望については、議会として対応を決定し、実行するとともに、その内容につきましては議会ホームページ上で公表しています。

また、いただきましたご意見などは、今後の議案審査、議会活動にいかし、市民の皆様の信頼及び負託に応え、より良い生駒のまちづくりへとつなげてまいりたいと思っておりますので、今後とも、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

議員共済会で研修会を開催

11月18日、市民部生活安全課、新谷和広主幹を講師に招き、議員研修会を開催しました。

オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺など、「振り込め詐欺」については、毎日のように被害が報道され、奈良県内はもとより生駒市内においても多発しており、本市としても「振り込め詐欺等多発警報」を平成25年11月15日に発令し、様々なところで注意喚起を行っています。

このような状況の中、振り込め詐欺の現状と対策を学ぶことにより、市民の皆様の財産を守ることにつながればと、「振り込め詐欺と身近な犯罪の現状と対策」をテーマに研修会を開催しました。

今回の内容は、市民の皆様にご直接関わる内容であることから、自治連合会、老人クラブ連合会、シルバール人材センターの3団体から、多数の方々が参加してくださいました。

研修会では、実際に掛かってきた電話音声を聞くなど、様々な手口の紹介や、詐欺にだまされないための予防策、また、車上荒らしや空き巣などの身近な犯罪を未然に防ぐ方法などの講義を受けました。



「振り込め詐欺」について学ぶ

歳末たすけあい募金に協力

議員共済会では、事業計画に基づき、募金をしています。昨年末も、年末年始に地域の福祉活動にお使いいただくため、議員共済会から、社会福祉協議会を通じ、歳末たすけあい運動に協力しました。

議会のうごき

11月5日 市民福祉委員会視察
6日 (神奈川県平塚市・東京都世田谷区)

12月	11月
20日 企画総務委員会 企画総務委員会 広報広聴委員会	8日 全員協議会 11日 環境文教委員会視察 (広島県府中市・福岡県福岡市)
19日 議会運営委員会 全員協議会	12日 議員研修会
17日 病院事業特別委員会	18日 議員懇談会
16日 予算委員会 環境文教委員会 企画総務委員会 予算委員会	23日 市民懇談会 (北コミュニティセンター・市役所) 24日 市民懇談会 (市役所・南コミュニティセンター)
13日 予算委員会 都市建設委員会	27日 議案説明会 議会運営委員会
10日 議会運営委員会 都市建設委員会	2日 議会運営委員会 全員協議会
9日 12月定例会本会議	6日 議案説明会 議会運営委員会
6日 12月定例会本会議	9日 12月定例会本会議

1月9日 議員初出席
16日 議会運営委員会
全員協議会
広報広聴委員会

3月定例会の会議の予定

2月27日(木)13時 議案説明会	3月4日(火)10時 議会運営委員会
7日(金)10時 本会議(一般質問)	10日(月)10時 本会議(一般質問)
11日(火)10時 本会議(一般質問)	12日(水)10時 本会議(一般質問)
13日(木)10時 都市建設委員会	14日(金)10時 市民福祉委員会
17日(月)10時 環境文教委員会	18日(火)10時 企画総務委員会
20日(木)10時 予算委員会	26日(水)10時 本会議

予定は変更する場合がありますので、市議会ホームページや電話で確かめ願います。電話は、議会事務局(0743-741111・内線604)へお問い合わせください。

平成25年12月定例会の議決結果

議案名	議決結果	吉村 善明	山田 耕三	樋口 稔	西山 洋竜	山田 弘巳	桑原 義隆	成田 智樹	恵比須幹夫	竹内ひろみ	浜田 佳貴	塩見 牧子	伊木まり子	中浦 新悟	樋口 清士	白本 和久	吉波 伸治	角田 晃一	有村 亨子	下村 晴恵	上原しのぶ	井上 充生	山田 正弘
生駒市立病院の指定管理者を再公募することを求める決議について	修正案 否決	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	△	△	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	△	▲	▲
	原案 否決	○	●	●	●	○	○	○	○	●	●	●	●	○	○	○	●	●	●	○	●	○	○
生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	原案 可決	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○
生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案 可決	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○

中谷議長は、地方自治法の規定により、議決に加わるできません。

○=原案賛成 ●=原案反対
△=修正案賛成 ▲=修正案反対

全会一致で原案可決した議案

- ・ 平成25年度生駒市一般会計補正予算(第4回)
- ・ 平成25年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- ・ 平成25年度生駒市下水道事業特別会計補正予算(第1回)
- ・ 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- ◆ 生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 生駒市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 財産の取得について(議場放送・映像設備)
- ・ 財産の取得について(児童生徒用机、椅子及び天板)
- ・ 生駒市デイサービスセンター長楽の指定管理者の指定について
- ・ 金鷲の杜倭苑の指定管理者の指定について
- ・ 奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
- ・ 奈良県市町村総合事務組合規約の変更について
- ・ 市道路線の認定について
- ・ 町の区域の変更について
- ・ 和解について
- ・ 生駒市議会基本条例(案)
- ◆ 印は消費税率の引上げに伴う改正

平成25年の会議のこぼれ

128議案等を審議

平成25年1年間の市議会の活動状況をまとめました。

●本会議の会議

4回の定例会と1回の臨時会を開催しました。総会期は74日間、本会議の開催日数は19日、議員の出席率は99・3%でした。

●本会議での審議件数

条例42件、予算27件、決算10件、人事6件、請願4件、意見書・決議7件など、計128件について慎重に審議しました。

審議の結果、原案可決・認定・同意などが118件、修正可決が2件、否決・不採択が8件でした。

●一般質問の項目

市政全般にわたり、延べ48人の議員が計57項目の質問を行いました。

●委員会などの会議開催回数

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は、合計80回、49日間開催し、慎重に審査しました。

●会議の傍聴者数

市議会の会議の傍聴者数は、本会議が延べ111人、委員会などその他の会議が延べ242人でした。